

第2章 計画の理念

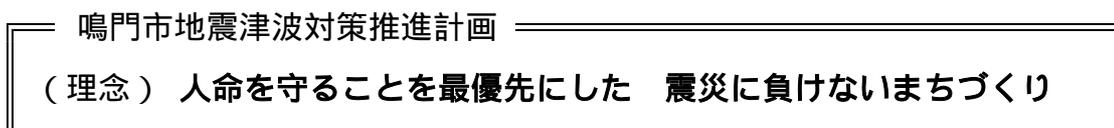
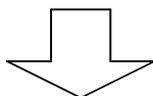
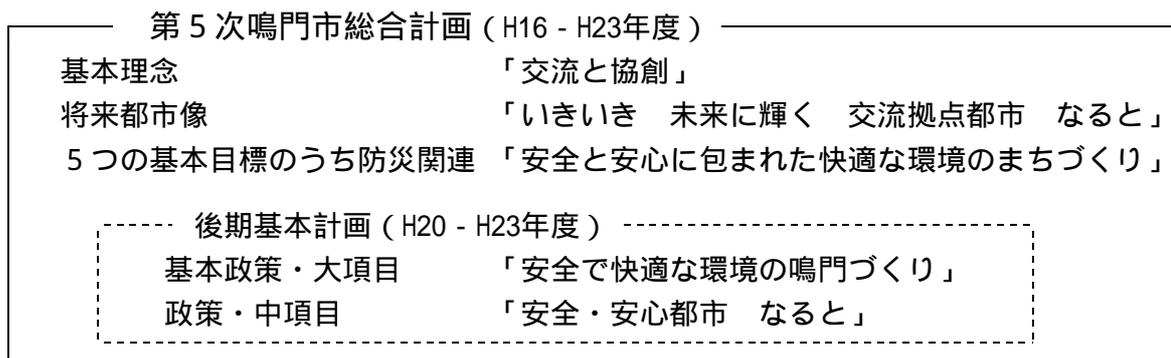
1. 計画の理念

国においては、平成17年3月に定めた「東南海・南海地震の地震防災戦略」において、減災目標として10年間で想定死者数及び経済被害額の半減を目指すこととし、徳島県においては、「徳島県地震防災対策行動計画」において「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」としています。

鳴門市においては、東日本大震災における想定を超えた地震や津波により、防災のために設置された海岸保全施設等では被害を防ぐことができず、多くの尊い人命が失われたことや地域社会に甚大な被害が発生したことに鑑み、防災のみならず被害を最小化する減災の視点も加え、人命を守ることを最優先に取り組みを推進します。

このようなことから、本計画においては、鳴門市総合計画に定めるまちづくりを基本に、「人命を守ることを最優先にした 震災に負けないまちづくり」を計画の理念とし、協働の理念のもと、市民、事業者、地域、行政が絆を深めながら連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(* 第6次鳴門市総合計画策定時は、下記内容の改正予定)



2. 理念の実現に向けて

(1) 各段階毎の施策・事業の体系的推進

地震・津波への対策において、発生前の取り組み、災害情報等の収集と伝達、被災者の避難と救助、被災者への支援などに区分し、各段階毎の施策・事業を体系的に位置付け、施策間や事業間の調整を行いながら推進します。

(2) 各施策・事業の推進主体の明確化

地震・津波への対策における推進主体を明確化することで、責任の所在を明らかにすることにより取り組みを推進します。